

入善町自殺対策計画の概要 ～誰もが自殺に追い込まれることのない入善町の実現を目指して～(2024年度～2035年度)

1 計画策定の趣旨等

趣 旨 誰もが自殺に追い込まれることのない入善町の実現を目指す。
自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことのできる社会的な問題であるとの認識のもと、社会全体の自殺リスクを低下させることが必要である。

位置付け 自殺対策基本法に基づく市町村自殺対策計画

目標及び計画期間

○自殺死亡率(※)を計画期間中(2019年～2022年)の平均を現状の50%減少

指標	目標値	
	2013年～2022年 (平成25年～令和4年)	2024年～2033年 (令和6年～令和15年)
平均自殺死亡率 (平均自殺者数)	27.6 (平均6.8人)	16.8以下 (4人以下)

(※)人口10万人当たりの自殺による死亡者

2 入善町の自殺の現状

自殺者数は、平成25年～令和4年の年間自殺者数は、平均約7人である。
働き盛り世代、高齢者の自殺死亡の割合が高い

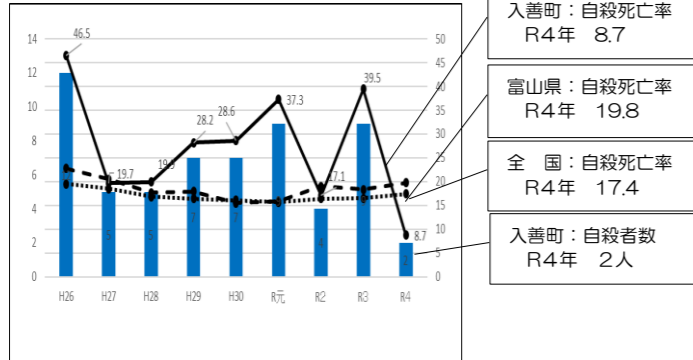
○自殺者数 平成25年～令和4年の年間自殺者数は、平均約7人である。

平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
8人	12人	5人	5人	7人	7人	9人	4人	9人	2人

○自殺死亡率 全国・富山県平均を上回る水準が続いている。

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
入善町	26.8	30.6	46.5	19.7	19.9	28.2	28.6	37.3	17.1	39.5	8.7
富山県	22.2	22.6	22.8	20.5	17.7	17.9	15.5	15.8	19	18.3	19.8
全国	21	20.7	19.5	18.5	16.8	16.4	16.1	15.7	16.4	16.5	17.4

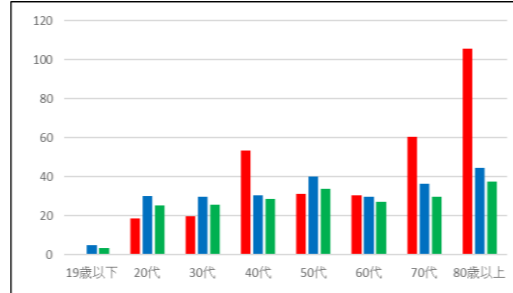
＜自殺死亡率と自殺者数の推移＞



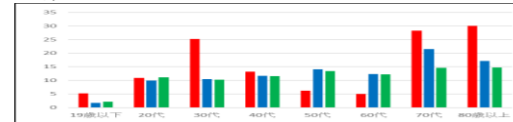
＜年代別自殺死亡の割合＞

(赤色：入善町 青色：富山県 緑色：全国)

○男性



○女性



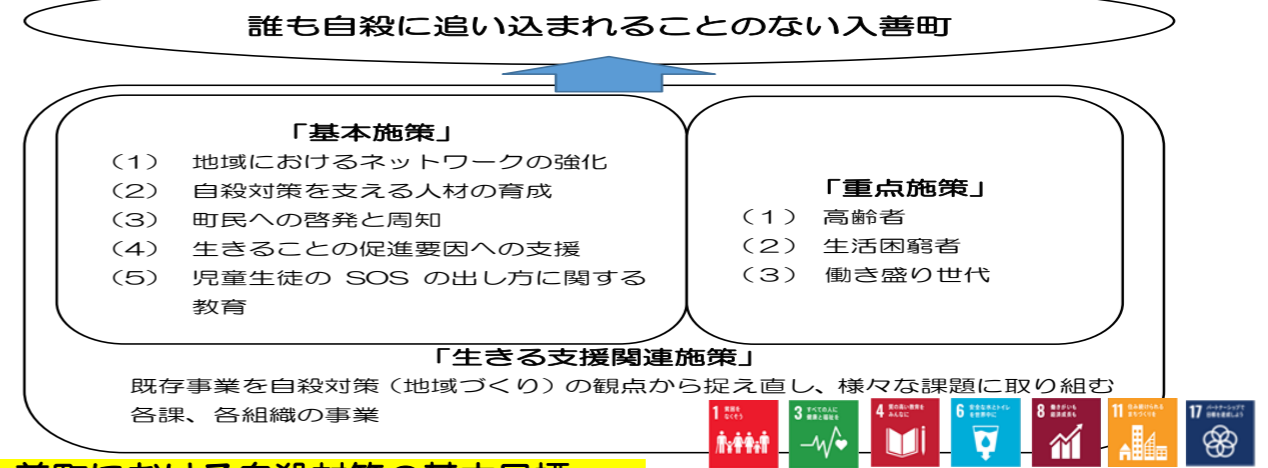
3 これまでの取組

平成21年度から「こころ晴ればれプロジェクト」を実施

○方針

- ①周囲の「気づき」を促し、「助けてが言える」地域づくりと組織体制づくり
- ②自助・共助・公助を持って安心・安全なまちづくりのための仕組みづくりを自殺対策で目指す

4 入善町における自殺対策の基本的な考え方



5 入善町における自殺対策の基本目標

基本目標1 自分の体調に気づき、助けてが言える

町民1人ひとりが、自殺の実態を理解し、体調不良時に、適切な対応を知り、自ら助けを求めることができる地域づくりを目指す

基本目標2 周囲の気づきを促し、見守り等の支援ができる体制づくり

自殺は地域全体で防ぐことができるという視点に立ち、地域や職域等関係機関と行政が緊密に連携し、自殺に追い込まれる危険の高い人に対して、適切な支援を行う体制を構築する

6 入善町における自殺対策の施策体系

＜基本施策＞

- (1) 地域におけるネットワークの強化
 - ①地域における連携・取組体制の強化
 - ②特定の問題に対する連携・ネットワークの強化
- (2) 自殺対策を支える人材の育成
 - ①さまざまな分野でのゲートキーパーの養成
 - ②自殺対策支援者等の資質の向上
 - ③家族や地域支援者への支援
- (3) 町民への啓発と周知
 - ①リーフレット・ポスター等による周知・啓発の促進
 - ②広報紙等を活用した啓発活動
 - ③まちづくり関連事業を通じた周知・啓発の促進
- (4) 生きることの促進要因への支援
 - ①居場所づくりの支援
 - ②自殺リスクを抱える可能性のある人への支援
 - ③地域全体の自殺リスクの低下
 - ④妊産婦への支援の充実
 - ⑤子育て世帯に対する支援
 - ⑥相談支援体制の充実
 - ⑦遺された人への支援
- (5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育
 - ①相談体制の充実
 - ②いじめを苦しめた子どもの自殺の予防
 - ③命を大切に教育の推進

＜重点施策＞

- (1) 高齢者の自殺対策の推進
 - ①社会参加の強化と孤独・孤立の予防
 - ②見守り体制の整備
 - ③高齢者の健康不安・介護不安に対する支援の推進
 - ④介護者への支援の推進
 - ⑤包括的な支援の推進
- (2) 生活困窮者への自殺対策の推進
 - ①生活困窮を抱えたハイリスク者に対する個別支援
- (3) 働き盛り世代への自殺対策の推進
 - ①相談体制の強化
 - ②啓発や相談先の周知の促進
 - ③健康経営に資する取組の推進